

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第391号）

〔 FAX受信関係資料公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年3月19日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年6月27日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

令和3年5月7日頃、〇〇室〇〇課が、〇〇-〇〇-〇〇からFAX1通を受信したことがわかる資料及び送信されたFAX1通の写しの公開を求める。

- 2 同年7月12日付けで、実施機関は、条例第13条第2項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本決定は、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため。

- 3 同7月27日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

本件は、請求人（審査請求人に同じ）が次のものを求めて請求した事案である。

- （1）「令和3年5月7日頃の〇〇課におけるFAXの受信記録」

(2) 「請求人の自宅からFAX送信した送付文書の写し(添付書類の1)」

〇〇室〇〇課は、これを受信したにも関わらず送付文書を紛失しており、このことは、令和3年7月5日付けのメール(添付資料の2)で同課の〇〇氏も事実上認めているところである。

しかし〇〇室(〇〇課)は、こうしたFAX文書(上記2)紛失の事実が明るみになることを恐れ、あろうことか情報公開における「非公開」制度を悪用(上記(1)を公開すれば(2)を受信済であることが露呈してしまう。)して、自らの不祥事を隠蔽しようとしているのではないかというのが、審査請求人が抱えている疑念である。

もしこれが事実であれば、自らの保身のために情報公開制度を悪用する悪質極まりない行為を詳らかにする意味において、本公開請求は必要不可欠なものである。

これはまた、庁内の綱紀保持や職場秩序の維持の観点からも、本件に係る全ての情報は直ちに公開されるべきである。

【添付資料】資料1 令和3年5月7日付け〇〇課〇〇氏あて送付文書(添付略)

資料2 令和3年7月5日付けメール(〇〇氏発申請人〇〇あて)
(添付略)

2 反論書における主張

(1) 本件で審査請求人が公開を求めているものは、

ア 令和3年5月7日頃の〇〇室〇〇課のFAXの受信記録

イ 審査請求人が、令和3年5月7日頃、〇〇室〇〇課のFAXあてに送信した「事務連絡」1通である。

(2) これらは、いずれも「個人の思想・信条に関する情報」では決してない。

(3) 審査請求人はかねてから、〇〇室〇〇課は、上記(1)のイをFAXで受信したにも関わらず紛失しており、その事実を隠蔽するため、無理やり意味不明の解釈をもって情報公開制度の非公開に該当させていると疑っていたが、今回の弁明書をもってそれを確信するに至った。

(4) 通常このような事例では、

①紛失の事実を認め、公表する

②発信者に謝罪し、当事者は処分を受ける

③再発防止策を講じる

ことで解決を図るのが庁内の通例であって、〇〇室〇〇課は、素直に通例に従えばよいものを、責任を放棄し懈怠している。

(5) 〇〇室〇〇課は、紛失の事実がないと主張するなら、上記(1)の各1通を

公開すればよいだけである。

- (6) ○○室○○課は、非公開の根拠をすでに喪失している。
- (7) 「不祥事隠し」に情報公開制度の非公開を用いるのは悪質極まりない。
- (8) 本手続きを通して、当該非違行為の全貌が明らかになり、それが関係者の厳重な処分につながり、庁内秩序の回復と保持、そして条例の趣旨である「公正かつ適切な業務の執行のため」に資することとなるのである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

条例第9条は、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならないと規定しており、同条第1号では、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと定めている。

本件行政文書は個人の思想・信条に関する情報であることから、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため、条例第10条第1項第2号の公開から除く文書に該当する。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

本件請求は、審査請求人が別件の情報公開請求を行ったことに関して、審査請求人が、実施機関に対しFAXを送信したことを確認したいために行われたものと思われる。そのため、本件請求にかかるFAXを受信したか否かを応答することは、審査請求人が情報公開請求を行ったという事実を公開することになる。個人が情報公開請求を行ったという情報は、個人の思想・信条に関する情報であることから、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号に規定する適用除外事項

によって保護される利益が害されることとなるため、条例第10条第1項第2号の公開から除く文書に該当すると考えられる。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害し、あるいは、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 条例第12条について

条例第12条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる条例第8条又は第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。

「第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる個人情報公開することとなる時」とは、請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり、適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合をいう。

本件請求は、審査請求人が自宅のFAX番号を示した上で、当該FAX番号から送信したFAXに関して、実施機関が受信したことがわかる資料及び当該送信文書の写しの公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在することを前提に非公開（部分公開を含む。）決定して通知すること又は当該行政文書を実施機関が管理していない旨の通知

をすることにより、審査請求人が実施機関あてに FAX を送信したという事実の存否が明らかになるところ、審査請求人が実施機関あてに FAX を送信したという事実が、条例第 9 条第 1 号に該当しないか検討する。

なお、条例第 12 条の運用にあたっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断することが求められる。

(2) 条例第 9 条第 1 号について

同号の個人情報とは、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、
- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

(3) 条例第 9 条第 1 号該当性について

本件請求において、審査請求人が実施機関あてに FAX を送信したという事実について、要件アから要件ウの該当性を検討する。

本件請求に記載された FAX 番号は、審査請求人の使用する FAX 番号であるところ、要件ア及び要件イに該当する。

要件ウについて検討するに、憲法第 21 条第 2 項においては、通信の秘密を権利として保障し、その範囲については、通信の内容はもとより、通信当事者の住所、氏名、通信日時、発信場所等、通信の構成要素や通信の存在の事実の有無も含むと解されている。この考え方を踏まえれば、特定の者が、FAX 送信により実施機関とどのようなやりとりを行っているかということのみならず、そもそもやり取りを行っているという事実自体も、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

したがって、要件ウに該当する。

以上により、条例第 9 条第 1 号に該当する。

(4) 条例第 12 条該当性について

本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第 9 条第 1 号の個人情報を公開することとなり、同号によって保護すべき個人のプライバシーが損なわれることになるため、条例第 12 条の要件に該当することから、実施機関による本件処分は妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、本件請求は自身が自宅から FAX 通信を行った送信文書を求めるものであるから、本人に対しては公開されるべきであると主張している。

しかしながら、条例の定める情報公開制度は、情報公開請求の請求主体について何らの制約を設けておらず、何人に対しても、公開請求が認められる制度であ

る。公開・非公開の判断に当たり請求者が何人であるかについては、考慮されないことから、本人からの公開請求に係る場合であることをもって判断に影響するものではない。

3 結論

以上のおりであるから、「第一 審査会の結論」のおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子